

## 船舶インシデント調査報告書

令和4年5月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	令和3年10月6日 06時03分ごろ
発生場所	香川県直島町荒神島南東方沖 宮浦港沖2号防波堤北灯台から真方位233°640m付近 （概位 北緯34°27.2′ 東経133°57.9′）
インシデントの概要	遊漁船第五伸光丸は、東進中、のり養殖施設のアンカーロープがプロペラに絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年11月15日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	遊漁船 第五伸光丸、4.2トン
船舶番号、船舶所有者等	271-37192岡山、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 ほぼ低潮時、日出時刻：06時02分
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客7人を乗せ、荒神島南方沿岸付近に設置されたのり養殖施設（以下「本件養殖施設」という。）と同島との間を東進中、突然プロペラが止まり、減速して停止した。</p> <p>船長は、船尾を確認したところ、本件養殖施設のアンカーロープがプロペラに巻き付いていることを認め、運航不能と判断し、海上保安部に救助を要請した。</p> <p>本船は、海上保安部から連絡を受けて来援した本件養殖施設を管理する漁業協同組合の船舶の乗組員によって、プロペラに巻き付いたアンカーロープが取り外された。</p> <p>本船は、海上保安部の指示に従い、釣り客を別の遊漁船に移乗させた後、自力で航行して帰港した。</p> <p>船長は、本事故時、干潮時であり、荒神島沿岸寄りには暗岩があったので近づけず、本件養殖施設の近くを航行していた。</p>
分析	<p>本船は、東進中、船長が本件養殖施設に接近して航行したことから、本件養殖施設のアンカーロープがプロペラに絡まり、運航できなくなったものと考えられる。</p> <p>船長は、本事故時がほぼ低潮時であり、荒神島沿岸寄りに暗岩が散在していたことから、本件養殖施設に接近して航行したものと考えられる。</p>

<b>原因</b>	本インシデントは、常用薄明時、本船が東進中、船長が本件養殖施設に接近して航行したことから、本件養殖施設のアンカーロープがプロペラに絡まり、運航できなくなったことにより発生したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ のり養殖施設関係者以外の船長は、同施設の近くにはアンカーロープが存在することから、同施設には近づかずに沖合の安全な海域を航行すること。</li></ul>